

(案)

令和元年 月 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市環境影響評価審査会
会長 風 間 聡

(仮称) 仙台バイオマス発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

令和元年 8 月 26 日付 H31 環環環第 949 号で諮問のありました「(仮称) 仙台バイオマス発電事業に係る環境影響評価準備書について (諮問第 67 号)」に関し、環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

- (1) 本事業は、発電燃料である木質バイオマスを主に海外から輸入する計画であることから、燃料の調達にあたっては、調達先の森林保全の観点から、燃料の生産地における適正な森林管理や合法的な伐採であることを確認するよう求めるべきである。
- (2) 東北地域の未利用材については、より一層の活用を図るとともに、当該材の調達にあたっては、関係する他事業者や団体等と適切に協議・調整を行い、地域の森林環境に影響を及ぼさないように配慮するよう求めるべきである。
- (3) 本事業の実施にあたっては、市民に対し、排出ガス濃度や燃料の調達先等について積極的に情報を公開し、不安の払拭に努めるよう求めるべきである。
また、信頼性の確保の観点から、環境影響評価図書の記載内容については、正確を期すよう求めるべきである。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 施設稼働に伴い排出される窒素酸化物や微小粒子状物質 (PM2.5) 等の大気汚染物質について、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に実施することにより、周辺環境への影響の低減を図るよう求めるべきである。また、常時監視や施設稼働前後での計画地周辺における調査の実施により、本事業による影響を把握するよう求めるべきである。
- (2) 施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度の予測にあたり、予測条件として設定した蒲生干潟及び七北田川河口地点におけるバックグラウンド濃度が他の地点より高いことから、その原因を分析し、本事業による影響を適切に評価するよう求めるべきである。また、当該地点において、施設の稼働前後での調査を事業者自ら実施し、本事業による影響を確認するよう求めるべきである。

(3) 工事用車両及び供用時の関連車両の走行に伴う二酸化窒素濃度の予測にあたっては、市内の大気中における最新のオゾン濃度データを用いるよう求めるべきである。

(4) 事後調査の実施にあたっては、地域住民からの要望に配慮した調査地点を追加するとともに、計画地周辺における火力発電所の稼働による影響や、その他の事業の実施状況を考慮したうえで行うよう求めるべきである。

(植物、動物及び生態系)

(5) 植物に影響を及ぼす大気汚染物質濃度は植物種によって異なることから、知見データを整理したうえで蒲生干潟に生育する植物への影響を評価するよう求めるべきである。

(6) 調査範囲に含まれていない計画地周辺の水辺や湿地等において、施設稼働前後での希少な植物に係る現地調査を実施し、その生育状況の把握に努めるよう求めるべきである。

(景観)

(7) 景観について、地域住民の要望を踏まえながら、周辺からの眺望に配慮した緑化計画を検討するよう求めるべきである。また、施設完成後速やかに調査を実施するとともに、必要に応じて追加の措置を講ずるよう求めるべきである。

(廃棄物等)

(8) 施設の稼働に伴い発生する焼却灰については、より一層のリサイクルに努めるよう求めるべきである。

(温室効果ガス等)

(9) 本事業の実施に伴う二酸化炭素排出量について可能な限り把握するとともに、排出の削減に努めるよう求めるべきである。また、燃料に用いる木質バイオマスの使用量とその調達先における森林の生産量との関係性等から、持続可能なCO₂サイクルが確保されていることを環境影響評価書に分かりやすく示すよう求めるべきである。